

行方市小中一貫教育基本方針

平成 23 年 12 月

行方市小中学校一貫教育検討委員会

〇はじめに

行方市の学校教育を取り巻く環境は、少子化に伴う児童生徒数の減少と相まって、少人数クラス化及び小規模校化が顕著となっています。また、学校施設は老朽化や耐震度不足により、改築時期が差し迫っています。このため、学校等適正配置実施計画に基づき、平成 21 年度より学校の統廃合を順次進めています。一方、学校現場では、中 1 ギャップ問題や学習意欲の低下などの課題解決、心豊かでたくましく生きる人材の育成などを図る必要があります。今後は児童生徒の個々の能力や心身の変化を考慮した連続性のある教育活動も視野に入れなければなりません。

行方市では、行方市総合計画基本構想の学校教育分野において、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を柱に掲げ、発達段階を考慮した「生きる力」の育成に努めることとしています。また、行方市学校教育プランの基本方針を、①「生きる力」をはぐくむ学校教育の充実、②家庭と連携した学校教育の充実、③地域と連携した学校教育の充実としています。

国の教育振興基本計画では、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立するための施策の一つとして、「6－3－3－4 制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続のための取組について検討する」としています。また、県の教育振興基本計画では、幼保小中高連携の推進のための方向性の一つに、「中 1 ギャップの解消や子どもの多様な資質能力を伸ばすための系統的、継続的な教科指導や生徒指導を展開するために地域内の小学校・中学校のさらなる連携を目指します」と掲げています。

これらのことを踏まえ、児童生徒の個々の特性や小中学校区域の地域環境に応じ、小中学校間の連携・交流、共通の教育目標や重点目標の設定、一貫した教育課程の編成、地域や保護者と一体となった学校づくりなどを推進することが重要です。

行方市教育委員会では、平成 23 年 7 月に小中学校一貫教育検討委員会を組織し、これまで、行方市における今後の一貫教育のあり方について協議を重ねてきました。このほど、小中一貫教育基本方針がまとまりましたので、ここに報告いたします。

行方市小中学校一貫教育検討委員会
委員長 田口 加代子

○基本方針の内容

1 小中一貫教育の目標

(1) 子どもの発達に応じた連続性の確保

いじめや中1ギャップの解消，学習意欲の醸成・向上などの課題解決のために，子ども達の教育環境の改善や心身の変化に考慮した弾力性のある教育課程を確保することが重要です。

そこで，小中一貫教育を導入することで，小学校と中学校がより連携・協力しやすい環境をつくり，9年間の連続性を確保した教育課程編成に取り組むこととします。

(2) 一体となった環境づくり

小中一貫教育による特色をつくりあげるためには，小中学校間の連携・交流を深めるとともに，保護者や地域と一体となった体制・環境づくりが重要です。

このため，各中学校単位で学校代表者，保護者代表者及び地域代表者等で構成する組織が核となり，一貫教育を推進する体制を整えます。

(3) 段階を踏んだ一貫教育の推進

小中一貫教育を導入するにあたっては，子ども達に対する急激な環境変化への配慮，保護者や地域の理解と協力が欠かせません。性急な実施を避け，段階的かつ計画的に実施することが望ましいと言えます。

方向性としては，中学校単位の地域の全校において，①調査研究期間，②試行期間，③本格実施の3段階を設定し，順次実施することを基本とします。ただし，保護者や地域の理解度，協力体制の優劣，小中学校が目指す目標の達成度などを考慮し，上記①，②，③の時期・期間については柔軟に対応することも必要です。

2 小中一貫教育の推進体制

一貫教育を推進するためには，小中学校教職員，保護者，地域等の合意形成と持続可能な環境づくりが必須となります。このため，新たな推進組織または学校統合前に組織する統合学校運営検討委員会での協議を進めることとします。

(1) ○○地区小中一貫教育調整会議（仮称）

この会では，小中一貫教育に関する基本方針や全体調整を行います。構成員は，学識経験者，学校関係者，保護者・地域の代表等で組織します。また，○

○地区小中一貫教育推進協議会（仮称）と緊密に連携し、推進方法に対する助言や調整を行います。

(2) ○○地区小中一貫教育推進協議会（仮称）

この会は、○○地区小中一貫教育調整会議（仮称）の下部組織として位置付けます。一貫教育の形態、課題や目標の設定、教育課程の編成などの具体的な計画を策定し、調査研究期間から本格実施までの間、一貫教育がスムーズに運営できるようサポートします。構成員は、学校長、教頭、教務主任等の学校代表、PTA等の保護者代表、地域代表等で組織します。

(3) 統合学校運営検討委員会

学校統合時から一貫教育を実施する場合には、統合2年前に組織される○○学校運営検討委員会での協議が効率的です。構成員が学校代表、保護者代表、地域代表等であることから、統合前に一貫教育の形態や実施方法など具体的な計画を策定、調査研究や試行を経たのち、統合時に本格実施することも可能となります。

3 小中一貫教育の実施概要

(1) 連携型による一貫教育

学校等適正配置実施計画による学校の設置場所を考慮した場合、近隣の小学校と中学校との間で児童生徒や教職員が移動して教育活動を行う、いわゆる「連携型」とします。

(2) 全中学校区での実施

学校等適正配置実施計画による統合学校の推移を考慮し、全中学校区で計画的に実施します。

実施に当たっては、既に小中学校統合が決定している麻生地区で平成27年度本格実施を目標とします。また、他地区では、今後組織する統合学校運営検討委員会での一貫教育の協議が可能なこと、麻生地区の実施状況をモデルケースとして調査研究・試行期間を短縮することが可能なことから、玉造地区では平成28年度に、北浦地区では平成30年度に、それぞれ本格実施を目標とします。

ただし、前述「2 小中一貫教育の推進体制」による組織での協議・調整の結果に基づき、本格実施の体制が整った中学校区から本格実施することも可能とします。

(3) 教育課程の編成等

各地区の小中学校が共通の教育目標を設定し、その目標達成に向けて一部の教育活動を一貫して行うことを目指します。この場合、次の内容の一部を、あ

るいは組み合わせて実施すること，また，調査研究期間や試行期間においても先行的に実施することなど，当該地区の実情に合わせて柔軟な対応をすることが望ましいと言えます。

- ①学校行事の合同開催
- ②異学年交流活動
- ③小学校での一部教科担任制（教職員の兼務発令）
- ④英語（活動）の一貫指導
- ⑤重点教科選定による一貫指導
- ⑥地域を知るための新たな科目（例：郷土科）等を採用した学習
- ⑦特別支援教育における一貫指導
- ⑧小中教員相互乗入授業
- ⑨その他（児童会・生徒会の相互参加，クラブ活動・部活動の相互支援（小6後期からの参加），文化行事の相互参加，給食交流，小中共通の広報紙発行，小中合同のPTA活動など，推進協議会で計画された活動）

（４）区分の設定

小中学校9年間を，前期4年（小1～4）・中期3年（小5～中1）・後期2年（中2・3）に区分することを基本としますが，地区によっては，各期の年数を柔軟に対応することも可能です。

- ①前期：基礎・基本の習熟を図り，学校や家庭での学習習慣を定着させる時期
 - ②中期：基礎・基本を活用し，自ら考え判断する力，表現する力をつける時期
 - ③後期：基礎・基本を生かし，学んだ内容や学び方を活用し発展させる時期
- その他，1年生，2年生・・・6年生，7年生・・・9年生という学年設定も考えられます。

（５）児童生徒や教職員の交流

各地区の実態に応じて，児童と生徒と一緒に学習したり活動したりすることを通して交流を深めることが大切です。また，小学校と中学校の教職員がTT授業を行ったり，中学校教職員が小学校の授業を担当する（教科担任制）ことも可能になり，指導方法研鑽の機会が増えます。

（６）地域が一体となった環境づくり

各地区の小中一貫教育調整会議（仮称）や小中一貫教育推進協議会（仮称）が中心となり，よりよい教育環境づくりのために，学校，家庭，地域が一体となった取り組みを推進します。

4 期待される効果

(1) 学力の向上

発達段階に応じた指導や小学校と中学校の学習をスムーズに連続させる指導が期待でき、分かる授業が展開され、学習意欲の向上が考えられます。

(2) 不登校、いじめ・問題行動の減少

発達段階を踏まえた9年間の計画的かつ継続的な教育活動で、小学校から中学校への段差を緩やかにすることができ、基本的な生活習慣の定着や他人を大切にすることを心が培われることが期待できます。

5 年次スケジュールの例

・学校統合後に本格実施する場合

ケース1	準備期間		本格実施		
	1年目	2年目	3年目	4年目	以降
推進組織	●————→				
調査研究	●————→				
試行		●————→			
本格実施			◆————→		

・統合時から本格実施する場合

ケース2	準備期間		本格実施			
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	以降
推進組織	●————→		統合			
調査研究	●————→					
試行		●————→				
本格実施			◆————→			

※上記はモデルケースであり、スケジュールの詳細は推進協議会等で決定することになります。